

# イギリス、ドイツ、フランスの損害保険市場の動向

## 目 次

I. はじめに

II. イギリス、ドイツ、フランスの  
損害保険市場の動向

副主任研究員 喜田 亜紀子

III. イギリス、ドイツ、フランスの  
民間医療保険市場の動向

副主任研究員 鈴木 久子

## 要 約

### I. はじめに

本稿では、当研究所が継続して行っている欧州先進国に関する調査の一環として、イギリス、ドイツ、フランスの損害保険市場の概況を報告するとともに、近年の自然災害増加に伴う各国の洪水保険の動向について紹介する。さらに、各国で堅調な成長が見られる民間医療保険市場の現状と動向について紹介する。

### II. イギリス、ドイツ、フランスの損害保険市場の動向

イギリスにおける 2013 年度の損害保険の元受保険料は 451 億ポンドと、前年から 0.7% の増加となった。コンバインド・レシオは 98.0 であった。ドイツにおける 2013 年度の損害保険の元受保険料は 943 億ユーロと前年から 2.3% の増加となった。コンバインド・レシオは 103.5 であった。フランスにおける 2013 年度の損害保険の元受保険料は 695 億ユーロと、前年から 2.1% の増加となった。

近年、気候変動により自然災害が増加しており、欧州にとって洪水リスクに備えることは重要な課題となっている。イギリスでは新たな洪水保険制度「Flood Re」が検討されており、ドイツでは国民の洪水に対する意識を高め、洪水保険への加入率を上げる取り組みがなされている。フランスには、自然災害保険制度「Cat Nat」がある。また近年、官民が一体となって保険と防災の連携を強化する取り組みが進んできている。

### III. イギリス、ドイツ、フランスの民間医療保険市場の動向

イギリス、ドイツ、フランスの民間医療保険市場は、近年の高齢化の進行および医療技術の進歩による医療費コストの上昇を背景にいずれも拡大傾向にある。しかし、増加する医療費コストがどのような形で民間医療保険市場の拡大に結び付いているか、また、その影響の大小については、各国ごと異なる状況が存在している。3 ヶ国はともに国民皆保険としての公的医療保険制度を有しているが、その保障内容や制度の在り方は各国の歴史的背景や文化、経済状況等により異なっており、民間医療保険もまた公的医療保険制度の違いに応じて、担っている役割や保障内容は様々である。

それぞれの国における公的制度と民間医療保険の関係性を整理するとともに、「なぜ民間医療保険が必要とされているか」に焦点をあてながら、各国の民間医療保険市場の現状について紹介する。

## I. はじめに

損保ジャパン日本興亜総合研究所では、欧州の保険市場についての調査、分析を継続して行っている<sup>1</sup>。本稿ではその一環として、欧州の主要国であるイギリス、ドイツ、フランスの損害保険市場の最新動向を報告する。第II章では、主に2013年のデータに基づき、イギリス、ドイツ、フランスの損害保険市場の概況を紹介するとともに、洪水保険の現状と動向を紹介する。第III章では、各国において堅調な成長が見られる民間医療保険市場の現状について、公的医療保険制度の近年の動向と合わせて紹介する。

## II. イギリス、ドイツ、フランスの損害保険市場の動向

本章では、直近年次（2013年、ただし一部は2012年）のデータを用いて、EUの損害保険市場の規模を確認した後、イギリス、ドイツ、フランスの主要3カ国の損害保険市場の動向を概観していく。

### 1. EU 損害保険市場

#### (1) EU 損害保険市場の概要

スイス再保険会社の“*World insurance in 2013*”によれば、2013年の世界の損害保険市場の収入保険料は2兆330億ドルであった<sup>2</sup>。地域別の収入保険料シェアを見ると、北米39.3%、欧州33.7%、アジア18.7%、中南米5.1%、オセアニア2.1%、アフリカ1.1%であった（《図表1》参照）。金融危機以降、先進国の損害保険市場の成長は鈍化しており、2012年の1.5%から2013年1.1%と減速した。新興国の損害保険市場は引き続き高い成長率を維持しており、2013年は前年から8.3%の増加であった<sup>3</sup>。

欧州保険協会（Insurance Europe）によれば、EUの損害保険市場<sup>4</sup>における2013年の元受保険料は4,146億ユーロと前年から0.3%減少した<sup>5</sup>。国別元受保険料シェアを見ると、2013年はドイツ23.3%、フランス16.8%、イギリス15.5%、オランダ13.8%、イタリア8.1%、スペイン7.1%となっている（《図表2》参照）。イギリス、ドイツ、フランスの3カ国が国別元受保険料の上位を占め、合計シェアが半分以上（2013年は55.6%）を占める状況に変化はない。

EUの損害保険市場の主な種目構成は、自動車保険28.7%（1,189億ユーロ）、医療保険25.9%（1,073億ユーロ）、財物保険19.9%（824億ユーロ）となっており<sup>6</sup>、医療保険は前年から3.1%増加、財物保険は前年から1.0%増加であったのに対して、自動車保険は前年から1.7%減少した。引き続き厳しい経済環境にありマイナス成長が続いている南欧諸国では、特に自動車保険の減少が目立っている。自動車保険では、イタリアは新車販売台数の減少が要因となり前年から7.7%の減少、スペインは前年から4.2%の減少、ギリシャは前年から13.3%の減少、ポルトガルは前年から5.8%の減少であった<sup>7</sup>。

<sup>1</sup> 損保ジャパン総研レポート第60号「イギリス、ドイツ、フランスの損害保険市場の動向—イギリスの金融監督規制改革とイギリス、ドイツの自動車保険におけるダイレクトチャネル—」（2012年3月）、第62号「イギリス、ドイツ、フランスの損害保険市場の動向—EU保険仲介者指令改正の動きにともなうイギリス保険業界の反応とイギリス競争委員会による個人自動車保険の市場調査実施について—」（2013年3月）、第64号「イギリス、ドイツ、フランスの損害保険市場の動向」（2014年3月）など。

<sup>2</sup> Swiss Re, “*World insurance in 2013: steering towards recovery*”, Sigma No3/2014, p.40

<sup>3</sup> Swiss Re, *supra* note 2, pp.10-11

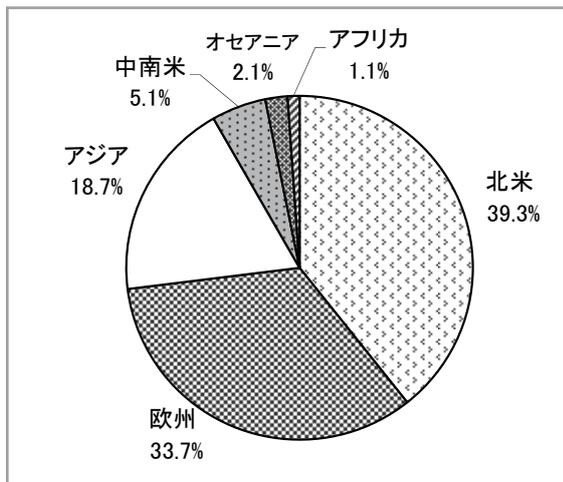
<sup>4</sup> リトアニアを除く、EU加盟国27カ国合計。

<sup>5</sup> Insurance Europe, “*Statistics N°50 European Insurance in Figures*”, Dec. 2014, p.50

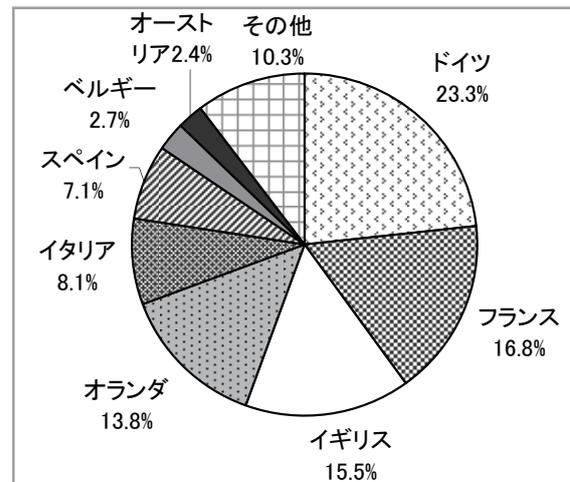
<sup>6</sup> Insurance Europe, *supra* note 5, p.52, 54, 56

<sup>7</sup> Insurance Europe, *supra* note 5, p.54

《図表 1》世界の損害保険市場の地域別元受保険料シェア（2013年） 《図表 2》EUの損害保険市場の国別元受保険料シェア（2013年）



（出典） Swiss Re, “World insurance in 2013: steering towards recovery”, Sigma No3/2014 より損保ジャパン日本興亜総合研究所作成。



（出典） Insurance Europe, “Statistics N°50 European Insurance in Figures” より損保ジャパン日本興亜総合研究所作成。

## （2）ソルベンシーⅡの動向

ソルベンシーⅡの導入は当初予定から相当に遅れているが、この遅れの主要な要因の一つで重要検討事項であった長期保証契約影響度調査（LTGA）が5回の定量的影響度調査（QIS5）を経て2013年1月から3月にかけて実施され、2013年6月には欧州保険・年金監督局（EIOPA）より調査報告書および提言が公表された<sup>8</sup>。

2014年3月、ソルベンシーⅡの修正案や円滑な移行に向けた措置などが含まれたオムニバスⅡ指令が欧州議会で可決され、これにより2016年1月1日からソルベンシーⅡが適用されることが正式に決定した<sup>9</sup>。EUの法体系において、指令（Directive）は、加盟国において国内法に置き換えられ、各国に一定の裁量権が与えられるものであるが、今後は、施行に向けて具体的な法制化が進められていくこととなる。

ソルベンシーⅡの法制化に向けては、レベル1からレベル4までの階層が定められている（《図表3》参照）。レベル2のソルベンシーⅡ履行のための実施基準となる委任法令（delegate acts）は、2014年10月、欧州委員会により採択され、欧州議会と欧州理事会の承認を得て、2015年1月に発効された。また、レベル2.5、および、3については、ソルベンシーⅡ体制の技術的な実装のための規制・監督フレームワークを提供するため、EIOPAより技術基準（ITS）とガイドラインが提供されることになっている。技術基準（ITS）とガイドラインは、それぞれ2段階に分けてSET1、SET2が公表される。技術基準（ITS）について、承認プロセスを示したSET1が公表され2014年4月から6月にかけて公開協議が行われた。さらに、ガイドラインについて、第一の柱（定量的根拠）と内部モデルを含む承認プロセスに関連するSET1が公表され2014年6月から8月にかけて公開協議が行われた。残る、第一の柱（定量的根拠）、第二の柱（定性要件）、第三の柱（報告および情報開示）と監督の透明性について示した技術基準（ITS）SET2、および、第二の柱（定性要件）、第三の柱（報告および情報開示）に関連するガイドラインSET2

<sup>8</sup> EIOPA, “Technical Findings on the Long-Term Guarantees Assessment”, Jun.14, 2013.

<sup>9</sup> DIRECTIVE 2014/51/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL.

は、2014年12月から2015年3月で公開協議が実施されている。技術基準（ITS）およびガイドラインは、2015年7月に全てが公開される予定となっている<sup>10</sup>。ソルベンシーIIは、長い議論と検討を経て、導入までようやく1年を切ったところであるが、EUの保険会社は、残された時間で準備を進めることとなる。

《図表3》ソルベンシーII法制化の階層

レベル	対象	起草組織	決定組織	現状
1	指令 (Framework Directive)	欧州委員会	欧州議会、欧州理事会	2014年3月承認。
2	実施基準 (Implementing Measures)	欧州委員会	欧州議会、欧州理事会	2014年10月採択。 2015年1月発効。
2.5	技術基準 (Technical standards)	EIOPA	欧州委員会	2014年12月-2015年3月 ITSのSET2公開協議。
3	ガイドライン (Guidelines)	EIOPA	EIOPA	2014年12月-2015年3月 ガイドラインSET2公開協議。
4	施行 (Enforcement)	欧州委員会	欧州委員会	—

(出典) European Commission、Insurance Europe 資料より損保ジャパン日本興亜総合研究所作成。

## 2. イギリス保険市場の概要

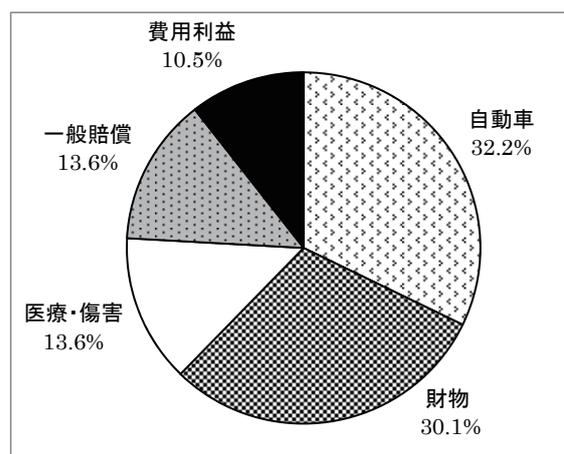
### (1) 元受保険料

イギリス保険協会 (Association of British Insurers、以下「ABI」という。)によれば、2013年のイギリス国内の損害保険全種目 (除く海上・航空・運送保険)の元受保険料は451億ポンドと、前年から0.7%の増加となった。損害保険全種目に占める割合は、自動車保険が32.2%と最も大きく、次いで財物保険が30.1%であった<sup>11</sup> (《図表4》参照)。

2013年の種目別の元受保険料は、自動車保険が145億ポンドと前年から3.6%の減少となり、財物保険が136億ポンドと前年から1.0%の増加となった<sup>12</sup> (《図表5》参照)。

近年、個人自動車保険の対人賠償請求の増加により損害率が悪化し、2009年から2011年にかけて保険料が急騰した。その後も高止まりした状況が続いていたが、政府と業界を挙げた取り組み<sup>13</sup>により、2013年から保険料の引き下げが行われた。2013年第4四半期の自動車保険 (comprehensive motor insurance) の平均保険料は、前年から8.6%減少しており<sup>14</sup>、減収の主な要因となっている。

《図表4》イギリスの保険種目別保険料の内訳 (2013年)



(出典) ABI, “General Insurance Statistics: Total Market Statistics 2013” より損保ジャパン日本興亜総合研究所作成。

<sup>10</sup> European Commission, “Solvency II (including “Omnibus II”)”.

<sup>11</sup> ABI, “Total Market Statistics 2013”, Table1

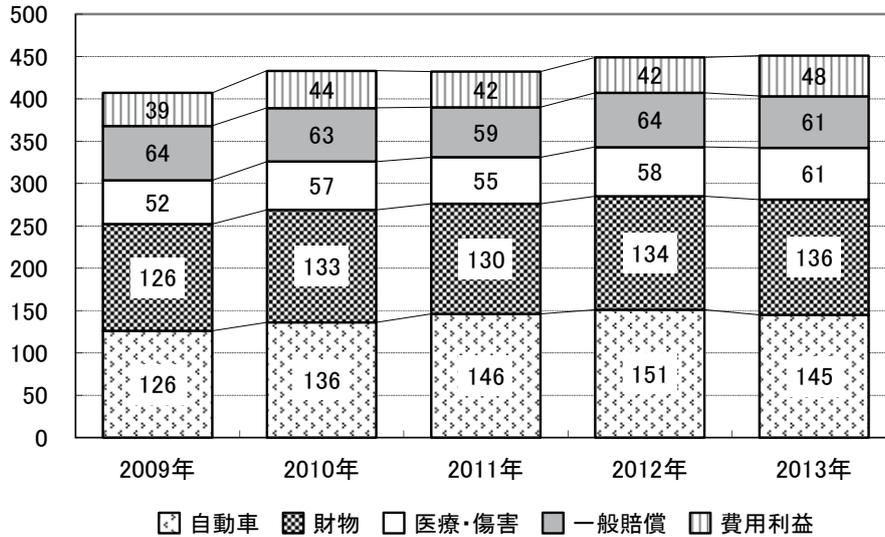
<sup>12</sup> ABI, *supra* note 11, Table1

<sup>13</sup> 損保ジャパン日本興亜総合研究所 Global Insurance Topics Vol.1 「イギリスにおける自動車保険料上昇の動向」 (2012年6月15日)、Vol.12 「イギリス自動車保険におけるむちうち症問題への対策」 (2013年5月15日) 参照。

<sup>14</sup> ABI, “ABI average motor insurance premium tracker - Q3 2014 data”, Oct. 2014.

《図表 5》イギリスの保険種目別保険料の推移（2009 - 2013 年）

(億ポンド)



(注) 海上保険・航空保険・運送保険を除く。

(出典) 《図表 4》に同じ。

## (2) 保険引受収支

2013 年のイギリス損害保険全種目の損害率は 65.5%、事業費率は 32.5%、コンバインド・レシオは 98.0 であった（《図表 6》参照）。コンバインド・レシオは、前年の 99.5 から 1.5 ポイント改善し、3 年連続で 100 を下回る結果となった<sup>15</sup>。自動車保険のコンバインド・レシオは 101.9 となり、前年から 0.7 ポイント回復した<sup>16</sup>。保険料引き下げにより元受保険料は減少し、自動車保険の請求件数は前年比 0.3% の微増であった<sup>17</sup>が、前年の支払備金の取り崩しが増加したことにより収支は改善した<sup>18</sup>。

《図表 6》イギリスの保険引受収支に関する指標の推移（2009 - 2013 年）

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
損害率(%)	73.9	73.8	66.5	68.2	65.5
事業費率(%)	32.4	29.6	30.0	31.3	32.5
コンバインド・レシオ	106.3	103.4	96.5	99.5	98.0

(出典) 《図表 4》に同じ。

## (3) 販売チャネル

イギリスの損害保険においてはブローカーが中心的な役割を果たしており、2013 年のシェアは 54.0% であった。次いで、ダイレクトが 25.0%、銀行・住宅金融組合 (Building society) 7.3%、代理店は 4.6% であった（《図表 7》参照）。個人向けの損害保険について見てみると、個人種目全体の 35.2% がダイレ

<sup>15</sup> ABI, *supra* note 11, Table12

<sup>16</sup> ABI, "Motor Income and Outgo 2013", Table3

<sup>17</sup> ABI, "Motor statistics update Q4 2013", Feb. 2014.

<sup>18</sup> A.M.Best, "Best's Special Report U.K. Non-Life Insurers Compete Fiercely, Brace for Solvency II Implementation", Oct.13, 2014.

クトであり、個人向け自動車保険では52.1%がダイレクトであった<sup>19</sup>。

イギリスでは、ダイレクト販売の普及を背景に、保険の価格比較サイト（Aggregator）が急速に普及した。調査会社の Mintel が 2013 年末に行ったアンケート調査によると、個人向け自動車保険をオンラインを通じて購入した人のうち、約 6 割が価格比較サイト経由、約 4 割が保険会社や保険仲介者のウェブサイト経由となっている<sup>20</sup>。

《図表 7》イギリス損害保険市場のチャネル別シェア（%）：全種目

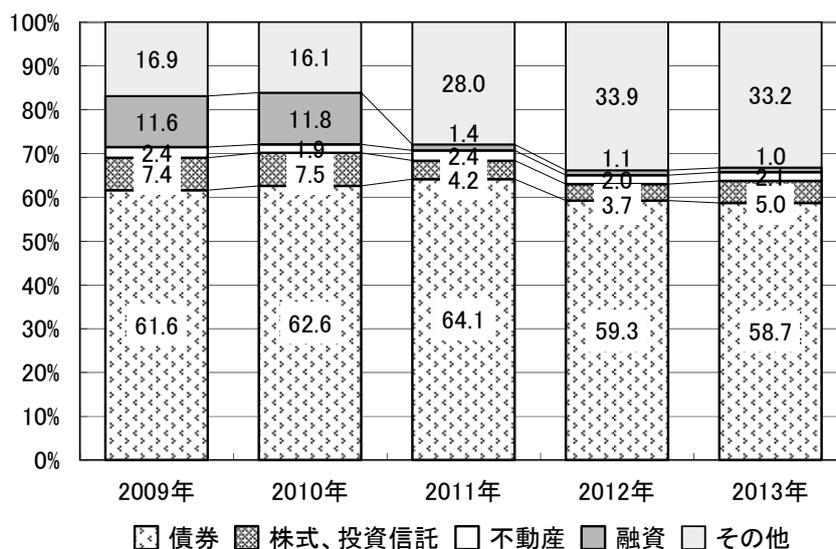
	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
ブローカー	56.8	57.3	55.6	55.2	54.0
代理店	6.5	6.8	4.8	4.7	4.6
銀行・住宅金融組合	7.5	7.2	7.8	7.4	7.3
ダイレクト	23.5	22.7	25.7	24.8	25.0
公共機関、小売業、 アフィニティ	5.1	5.6	5.5	6.9	7.0
その他	0.7	0.4	0.7	0.9	2.0

（出典）ABI, “Product Distribution 2013” より損保ジャパン日本興亜総合研究所作成。

#### （4）資産運用状況

イギリス損害保険会社の運用資産は、前年から 7.4%増加し、1,323 億ポンドであった。運用資産に占める割合が最も大きいのは債券であり、58.7%であった。次いで株式、投資信託が 5.0%、不動産が 2.1%であった（《図表 8》参照）。ポートフォリオを見ると、その他が 33.2%を占めているが、このうち約 4 割は現金や短期金融商品といった流動性の高い資産となっている<sup>21</sup>。

《図表 8》イギリスの損害保険会社のポートフォリオの推移（2009 - 2013 年）



（出典）ABI, “Investment Holdings 2013” より損保ジャパン日本興亜総合研究所作成。

<sup>19</sup> ABI, “Product Distribution 2013”, Table1,2

<sup>20</sup> Mintel, “Motor Insurance -UK”, Mar. 2014.

<sup>21</sup> ABI, “Investment Holdings 2013”, Table2

### 3. ドイツ保険市場の概要

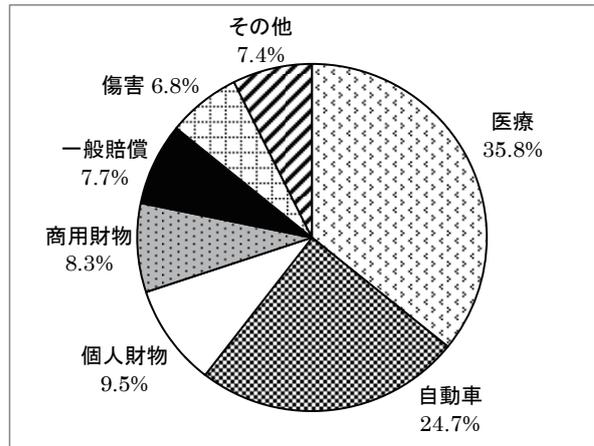
#### (1) 元受保険料

ドイツ保険協会（Gesamtverband der Deutschen Versicherungswirtschaft e.V.、以下「GDV」という。）によれば、ドイツにおける2013年のGDV会員保険会社の損害保険の元受保険料は、943億ユーロと前年から2.3%の増加となった。

損害保険全種目に占める割合は、医療保険が35.8%であった。次いで、自動車保険が24.7%、個人財物保険9.5%、商用財物保険8.3%、一般賠償保険7.7%、傷害保険6.8%であった<sup>22</sup>（《図表9》参照）。

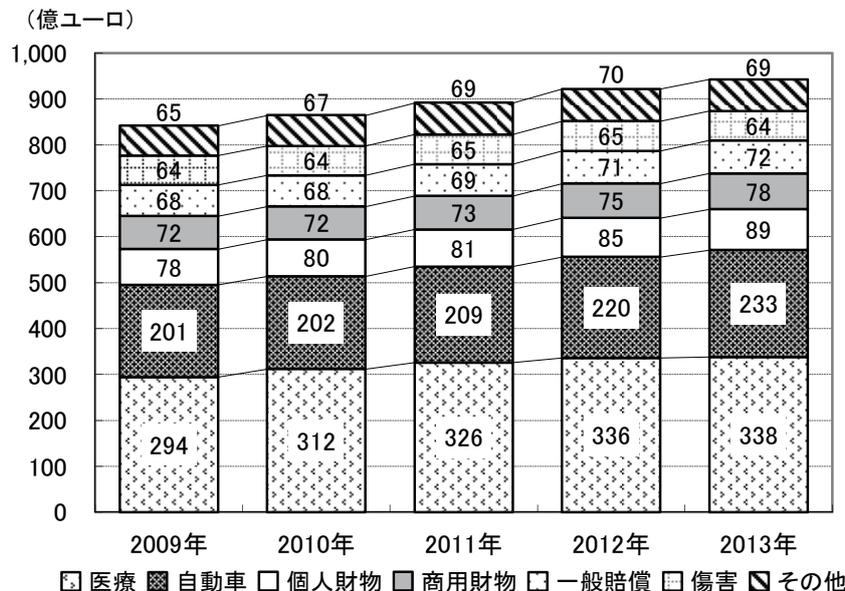
種目別では、自動車保険が233億ユーロと前年から5.8%増加となり、財物保険が167億ユーロと前年から4.5%の増加となった<sup>23</sup>（《図表10》参照）。自動車保険の増加は、料率が引き上げられたことが主な要因となっている。ドイツでは、1994年に料率認可制度が廃止され自動車保険の料率競争が始まった。保険料率の自由化以降、1999年まで料率の引き下げが続いたが、その後は引き上げ基調となり、2004年から再び引き下げが進んでいた。しかし、収支の悪化にともない2010年から継続的に料率の引き上げが行われている<sup>24</sup>。

《図表9》ドイツの保険種目別保険料の内訳  
(2013年)



(出典) GDV, “Statistical Yearbook of German Insurance 2014” より損保ジャパン日本興亜総合研究所作成。

《図表10》ドイツの保険種目別保険料の推移 (2009 - 2013年)



(出典) 《図表9》に同じ。

<sup>22</sup> GDV, “Statistical Yearbook of German Insurance 2014”, p49, 55

<sup>23</sup> GDV, *supra* note 22, p.55

<sup>24</sup> A.M.Best, “Best’s Special Report German Insurers Resilient, But Continue to Face Headwinds”, Oct.13, 2014, GDV, “Development in German motor insurance after market liberalization in 1994 Round table on motor insurance”, Jun.5, 2014.

## (2) 保険引受収支

2013年のドイツ損害保険全種目の損害率は、83.9%、事業費率は19.6%、コンバインド・レシオは、103.5であった。コンバインド・レシオは、2003年以降は100を下回って推移してきたが、2013年は前年から6.3ポイント悪化し100を超えた<sup>25</sup>（《図表11》参照）。

種目別では、財物保険のコンバインド・レシオは前年から18.1ポイント悪化し116.2であった。自動車保険のコンバインド・レシオは前年から1.8ポイント悪化し104.4であった。2013年のドイツは大規模な自然災害が発生し、財物保険の業績に大きな影響を与えた。特に被害が大きかったのは、5月から6月にかけてヨーロッパ中部で発生した洪水、および、夏から初秋にかけて発生した雹を伴う暴風であった。大規模な自然災害が半年程の短期間で2度発生するのは異例のことで、数か月のうちに200万件の保険金請求があった<sup>26</sup>。2013年の自然災害に対する保険金支払いは、合計で約72億ユーロとなり、そのうち財物保険が55億ユーロ、自動車保険が17億ユーロであった<sup>27</sup>。

《図表11》ドイツの保険引受収支に関する指標の推移（2009 - 2013年）

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
損害率(%)	78.5	80.3	79.4	77.4	83.9
事業費率(%)	17.1	17.9	18.7	19.8	19.6
コンバインド・レシオ	95.6	98.2	98.1	97.2	103.5

(注) 医療保険を除く。

(出典) 《図表9》に同じ。

## (3) 販売チャネル

欧州保険協会（Insurance Europe）によれば、ドイツの損害保険において2012年<sup>28</sup>の代理店のシェアは60.2%であった。次いで、ブローカーが24.8%、バンカシュランスが6.9%、ダイレクトが4.6%であった<sup>29</sup>（《図表12》参照）。

ダイレクト（直販を含む）の割合は、欧州諸国の中でも最も低い水準となっている。バンカシュランスは緩やかにシェアを伸ばしてきたが、他の欧州諸国と比較するとその役割は限定的である。これは、ドイツには小規模な地方銀行が多く、効率的な保険販売チャネルとして必要な規模を有していないことが要因と指摘されている。1985年には専属代理店のシェアが80%であったと推定されており<sup>30</sup>、1994年の保険料率の自由化を経て、代理店のシェアは少しずつ低下してきてはいるものの、中心的な役割を果たしている。

<sup>25</sup> GDV, *supra* note 22, p.60

<sup>26</sup> GDV, “2013 was the year of natural forces: insurers paid 7 billion euro for floods, storms and hail”, Jan.2, 2014.

<sup>27</sup> GDV, “Naturgefahrenreport 2014”, Sep. 2014.

<sup>28</sup> 2015年2月末時点で2013年のデータは公表されていない。

<sup>29</sup> Insurance Europe, *supra* note 5, p.65

<sup>30</sup> Europe Economics, “Distribution Channels in insurance”, Dec. 2013.

《図表 12》ドイツ損害保険市場のチャンネル別シェア (%) : 全種目

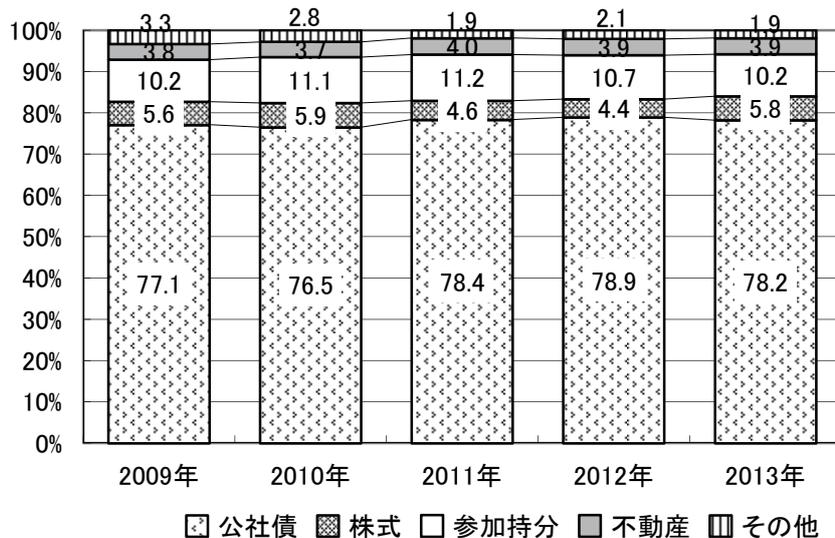
	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
代理店	62.3	63.1	60.9	60.5	60.2
ブローカー	24.4	24.5	25.0	25.5	24.8
バンクシュランス	6.0	5.8	6.2	6.1	6.9
ダイレクト	3.8	3.9	4.2	4.3	4.6
その他	3.5	2.7	3.7	3.6	3.5

(出典) Insurance Europe, "Statistics European Insurance in Figures N°42-50" より損保  
ジャパン日本興亜総合研究所作成。

#### (4) 資産運用状況

ドイツの損害保険会社の運用資産は、前年から 3.6%増加し、1,502 億ユーロであった。金融市場の回復による運用資産の価値の上昇が主な要因であった。運用資産に占める割合が最も大きいのは公社債で 78.2%であった。次いで参加持分 (participating interests) 10.2%、株式 5.8%、不動産 3.9%であった<sup>31</sup> (《図表 13》参照)。

《図表 13》ドイツの損害保険会社のポートフォリオの推移 (2009 - 2013 年)



(注) 医療保険を除く。

(出典) 《図表 9》に同じ。

## 4. フランス保険市場の概要

### (1) 元受保険料

フランス保険協会 (Federation Francaise des Societes d'Assurances、以下「FFSA」という。) によれば、2013年のフランス損害保険市場の元受保険料は 695 億ユーロと、前年から 2.1%の増加となった<sup>32</sup>。

損害保険全種目に占める割合は、自動車保険が 28.3%と最も大きい。次いで、医療・傷害が 27.6%、

<sup>31</sup> GDV, *supra* note 22, p.82

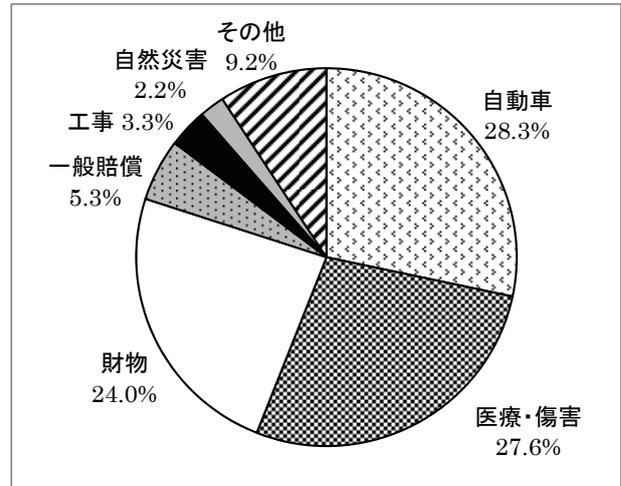
<sup>32</sup> FFSA, "Annual Report 2013", Jun. 2014, pp.74-45

財物が24.0%、一般賠償が5.3%であった（《図表14》参照）。

種目別では、自動車保険が197億ユーロと前年から1.0%増加となり、財物保険が167億ユーロと前年から3.1%の増加となった<sup>33</sup>（《図表15》参照）。

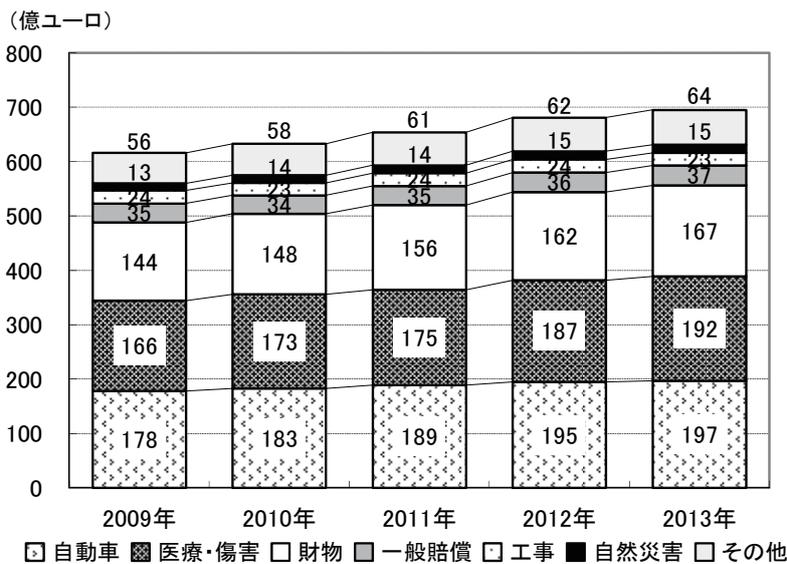
自動車保険は、2013年は前年から1.0%増加したものの、2012年は前年から3.2%増加であり成長は減速した。保険会社間の厳しい保険料競争に加え、前年に引き続き経済環境は低成長となっており需要が低下していることから新車販売台数が2年続けて減少しており、自動車保険が減速した要因となっている<sup>34</sup>。

《図表14》フランスの保険種目別保険料の内訳（2013年）



（出典）FFSA, “Annual Report 2013” より損保ジャパン日本興亜総合研究所作成。

《図表15》フランスの保険種目別保険料の推移（2009 - 2013年）



（出典）《図表14》に同じ。

## （2）保険引受収支

2012年のフランス損害保険全種目のコンバインド・レシオは99.5であった<sup>35</sup>（《図表16》参照）。2015年2月末現在、FFSAから2013年の損害保険全種目の保険引受収支に関する指標は公表されていないため、主要種目の2013年のコンバインド・レシオについて確認すると、2013年の自動車保険のコンバインド・レシオは前年から3ポイント悪化し104、個人財物保険のコンバインド・レシオは前年から1

<sup>33</sup> FFSA, *supra* note 32, p.75

<sup>34</sup> FFSA, *supra* note 32, p.53

<sup>35</sup> FFSA, “LES ASSURANCES DE BIENS ET DE RESPONSABILITÉ Données clés 2013”, Jun. 2014, p.7

ポイント改善し 104 であった<sup>36</sup>（《図表 17》参照）。

安全運転への意識の高まりや事故防止の取り組み強化によって事故発生頻度は減少しているものの、直近 10 年で対人事故の平均支払額が上昇し続けていることや車両の平均修理費が上昇していることが自動車保険の収支悪化の主な要因となっている。また、洪水等の自然災害による損害額は 2012 年より減少したものの引き続き高い水準となっており、2013 年は自然災害による保険金支払いが 15 億ユーロであった。さらに、自然災害に加えて強盗と火災による保険金請求の件数が増加しており、個人財物保険の収支は改善されていない<sup>37</sup>。

《図表 16》フランスの保険引受収支に関する指標の推移（2009 - 2012 年）

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
損害率(%)	80.0	77.6	73.8	75.1	n/a
事業費率(%)	24.3	24.6	24.7	24.4	n/a
コンパインド・レシオ	104.3	102.2	98.5	99.5	n/a

※2013 年は未公表。

(注) 医療・傷害保険を除く。

(出典) FFSA, “LES ASSURANCES DE BIENS ET DE RESPONSABILITÉ Données clés 2013” より損保ジャパン日本興亜総合研究所作成。

《図表 17》フランスの主要種目のコンパインド・レシオの推移（2009 - 2013 年）

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
自動車	109	106	103	101	104
個人財物	108	104	99	105	104

(出典) 《図表 16》に同じ。

### (3) 販売チャネル

フランスの損害保険市場においては専属代理店と直販相互保険会社が中心的な役割を果たしており、2013 年のシェアは専属代理店が 34%、次いで直販相互保険会社が 32%、ブローカー 18%、バンカシュランス 13%であった<sup>38</sup>（《図表 18》参照）。直販相互保険会社は、フランスの伝統的な保険会社の形態で、農業関係者、公務員、教員等の同業者、職域を基盤とする共済制度に類似した形態である。フランスの損害保険において、直販相互保険会社の存在は大きな特徴である。

《図表 18》フランス損害保険市場のチャネル別シェア (%) : 全種目

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
専属代理店	35	34	34	34	34
直販相互保険会社	33	33	33	33	32
ブローカー	18	18	18	18	18
バンカシュランス	10	11	11	12	13
営業職員	2	2	2	2	2
その他	2	2	2	1	1

(注) 医療・傷害保険を除く。

(出典) 《図表 14》に同じ。

<sup>36</sup> FFSA, *supra* note 35, p14, 20

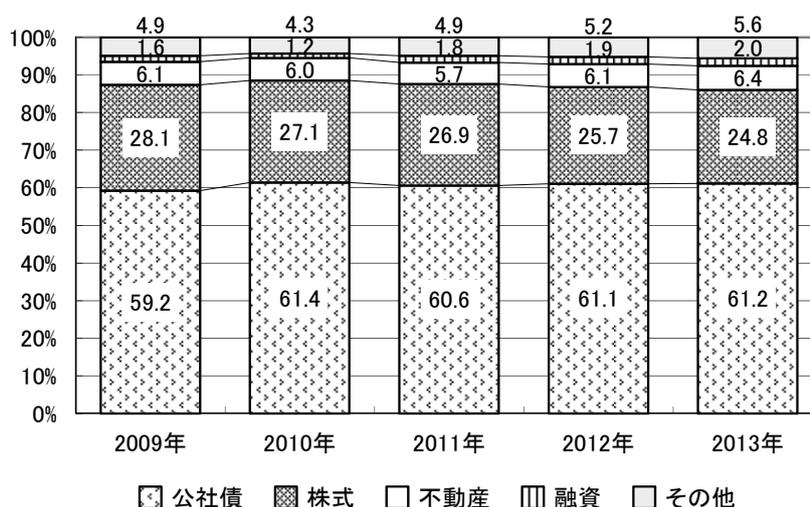
<sup>37</sup> FFSA, *supra* note 32, p.28, 53

<sup>38</sup> FFSA, *supra* note 32, p.73

#### (4) 資産運用状況

フランスの損害保険会社の2013年の運用資産は、前年から2.7%増加し、1,617億ユーロであった。金融市場の回復による運用資産の価値の上昇が主な要因であった。運用資産に占める割合が最も大きいのは公社債であり、61.2%であった。次いで株式が24.8%、不動産が6.4%であった<sup>39</sup>（《図表19》参照）。

《図表19》フランスの損害保険会社のポートフォリオの推移  
(2009 - 2013年)



(注) 医療・傷害保険を除く。  
(出典) 《図表14》に同じ。

### 5. イギリス、ドイツ、フランスの洪水保険の動向

#### (1) 自然災害の発生状況

2013年6月に欧州中部で発生した洪水は、ドイツを中心に、チェコ、ハンガリー、ポーランドと広範囲に被害が広がった。Swiss Reによると、欧州全体で41億ドルの保険金支払いとなり、欧州では史上最大の洪水損害となった。世界全体で見ると、2011年に発生したタイの洪水に次ぐ損害規模となった<sup>40</sup>。

1970年以降、世界で発生した洪水で保険損害の上位10件を見てみると、うち8件が欧州で発生していることが見て取れる（《図表20》参照）。近年、気候変動により自然災害が増加しており、欧州にとって洪水リスクに備えることは重要な課題である。

《図表20》洪水保険損害額上位10  
(1970 - 2013年)

順位	発生年	国	保険金支払額 (億ドル)
1	2011年	タイ	162
2	2013年	ドイツ、チェコ共和国	41
3	2002年	ドイツ、チェコ共和国	31
4	2007年	英国	29
5	2005年	スイス	26
6	2011年	オーストラリア	24
7	1997年	ポーランド、チェコ共和国	24
8	2007年	英国	23
9	2010年	オーストラリア	23
10	1973年	米国	20

(出典) Swiss Re, "Natural catastrophes and man-made disasters in 2013: large losses from floods and hail: Haiyan hits the Philippines", Sigma No1/2014.  
より損保ジャパン日本興亜総合研究所作成。

<sup>39</sup> FFSA, *supra* note 32, p.83

<sup>40</sup> Swiss Re, "Natural catastrophes and man-made disasters in 2013: large losses from floods and hail: Haiyan hits the Philippines", Sigma No1/2014.

## (2) 洪水保険の現状と動向

EU では、2013 年 4 月に気候変動への適応に関する戦略パッケージ (EU Adaptation Strategy Package) が採択され、戦略の一つとして自然災害および人災によって引き起こされる巨大災害と保険に関するグリーンペーパー<sup>41</sup>が公表された。自然災害保険に関する主要な論点は、以下のとおりである。

- EU における自然災害保険の普及率
- 自然災害保険の包括販売と強制保険の利点と欠点
- 自然災害保険の保険料設定に関しリスクベースと均一料率の長所と短所
- モラルハザードの問題と低所得層へのソリューション
- 自然災害についてのデータ
- 新興国に対するリスク資金供給イニシアチブ

これにより、災害への意識を高めるとともに、現状の EU レベル の取り組みの妥当性と保険市場において適切な改善策が実施されているかを判断するための議論が行われ、その内容について 2014 年 2 月に欧州議会で採択された。その中で、加盟国の多くが洪水とその他の自然災害について保険システムを導入しているが、多くの点が異なっていることから、これらを統一することは賢明ではないとしている<sup>42</sup>。

以下では、イギリス、ドイツ、フランスの洪水保険の現状と動向について確認する。3 カ国の現行の洪水保険は《図表 21》のようになっている。

《図表 21》イギリス、ドイツ、フランスの洪水保険

国	付保形態	保険料率	加入率	再保険	政府による介入
イギリス*	住宅保険の基本補償	リスクベース	約 90%	民間再保険市場	なし
ドイツ	住宅保険の特約	リスクベース	約 30%	民間再保険市場	事後の救済 (財政拠出)
フランス	住宅保険に強制付帯	政府が決定	約 90%	国営再保険会社	再保険の無制限保証

(\*注) イギリスは現行の原則書に基づく洪水保険 (Flood Re 導入前)。

(出典) European Commission, “Natural Catastrophes: Risk relevance and Insurance Coverage in the EU” 他、各種資料より損保ジャパン日本興亜総合研究所作成。

### ①イギリス

イギリスの洪水保険は、民間保険会社が住宅保険の基本補償で、洪水、暴風、地盤沈下といった自然災害による損害を補償している。保険会社が保険引受上のリスクが高い契約を排除する等により消費者が洪水保険を入手できないことを防ぐため、2008 年に政府と ABI の間で洪水保険の提供を約束する原

<sup>41</sup> European Commission, “GREEN PAPER on the insurance of natural and man-made disasters”, Apr.16, 2013、グリーンペーパーとは、欧州委員会が特定の政策分野に関して刊行する文書で、議論を喚起するために作成される。ドキュメントとして刊行され、立法のための参考資料として関係者に配布される。

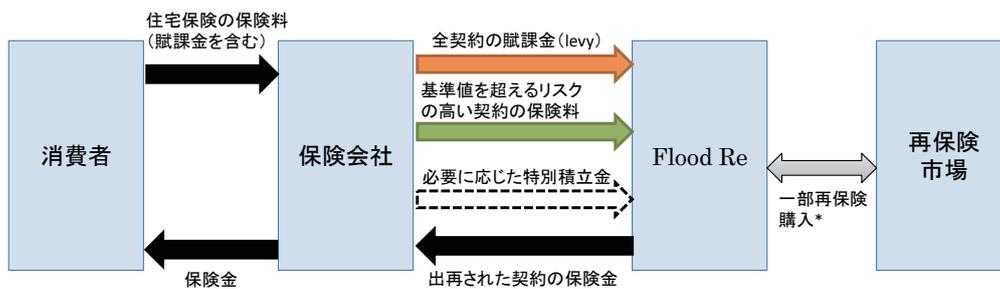
<sup>42</sup> European Parliament, “European Parliament resolution of 5 February 2014 on the insurance of natural and manmade disasters”.

則書 (the Statement of Principles) <sup>43</sup>が締結された。原則書は、2013年6月末までの取決め<sup>44</sup>となっており、期限を迎えるにあたって、新たな洪水再保険制度 (The Flood Reinsurance Scheme、以下「Flood Re」という。) が提案された。

Flood Re は、個人向け洪水保険の再保険基金で、ノープロフィットにより保険業界が管理・運営していく。Flood Re では、保険料はリスクベースで算出されるが、高リスク契約においても消費者が負担可能なものとするため保険料の上限が設定される。イギリスには、日本の固定資産税に相当するカウンシル・タックスと呼ばれる地方税があり、このカウンシル・タックスの課税帯ごとに保険料の上限を決める。

Flood Re へのキャッシュフローは大きく2つある。一つは、基準値 (eligibility thresholds) を超える洪水リスクの高い契約が Flood Re に出再される。さらに、住宅保険の全契約に賦課金 (levy) が上乗せされ、最初の5年間で毎年1億8,000万ポンドを Flood Re に積み立てていくこととなっている (《図表 22》参照)。賦課金は、保険料の2.2%となっており、1契約あたりで平均10.5ポンドになる<sup>45</sup>。

《図表 22》 Flood Re のキャッシュフロー



(\*注) ストップロス再保険の購入が検討されている。

(出典) Defra, “A short guide to Flood Re”より損保ジャパン日本興亜総合研究所作成。

2013年6月に提案された Flood Re は、現在、法制化が進められている。Flood Re の立法化の枠組みが盛り込まれた The Water Act 2014 が2014年5月に承認、2015年1月に施行された。さらに、Flood Re のスキーム、基金の積み立て方式、運営・管理に関する規則 (The Flood Reinsurance Regulations 2015) の導入に向け、公開協議が実施され、法案の改正が進められている<sup>46</sup>。

また、法制化と並行して Flood Re の具体的な制度構築が進められており、2015年2月、Flood Re のオペレーション、システム、管理の仕組みを構築し、運営していくエージェントとしてグローバルに BPO 事業を展開する Capita が指名された<sup>47</sup>。また、2015年1月、Flood Re の再保険戦略を考案するために再保険ブローカーの Guy Carpenter が指名された<sup>48</sup>。

<sup>43</sup> ABI, “Government and insurance industry flood agreement”.

<sup>44</sup> 期限が切れた後、新制度がスタートするまで、保険会社は自主的に原則書に基づいて保険を提供している。

<sup>45</sup> Department for Environment, Food and Rural Affairs, “Securing the future availability and affordability of home insurance in areas of flood risk”, Jun.2013.

<sup>46</sup> Department for Environment, Food and Rural Affairs, “Government response to the public consultation on the Flood Reinsurance Scheme Regulations”, Dec. 2014.

<sup>47</sup> Post, “Capita named as Flood Re managing agent”, Feb.12, 2015.

<sup>48</sup> Post, “Guy Carpenter named as Flood Re broker”, Jan.23, 2015.

Flood Re は、2015 年 7 月に開始する計画となっているが、2015 年第 4 四半期にずれ込むとの見通しが示されている<sup>49</sup>。

## ②ドイツ

ドイツでは、1994 年の保険市場の規制緩和以降、民間保険会社が洪水保険を提供している。標準的な住宅保険契約において暴風と雹が補償されており、洪水、地震、沈下、地滑り、雪圧、雪崩、火山噴火といった自然災害による損害は特約により付保する仕組みとなっている<sup>50</sup>。

洪水保険への加入は任意となっている。個人分野における洪水保険の加入率は、大洪水があった 2002 年には 19%であった。以降、加入件数は増加してきているが、2012 年時点での加入率は 32%にとどまっている<sup>51</sup>。

洪水保険の保険料は、GDV が提供する ZÜRS Geo と呼ばれるリスクアセスメントツールにより、リスクゾーンを 4 段階に分類し、ゾーンごとにリスクベースで算出される<sup>52</sup>。このため、洪水リスクの最も高い河川沿岸では、高額な保険料を理由に加入できないケースも存在しており、加入率が低い要因の一つとされている。

2013 年 6 月の洪水による被害状況を受けて、ドイツ連邦政府と州政府は、洪水被害地域への救済を目的として 80 億ユーロを拠出した。2002 年の洪水の際にも、同様にドイツ政府と州政府により 65 億ユーロが拠出されている。GDV が 2012 年に公表した調査結果によると、調査対象者の約半数が自然災害で被害を受けた場合には、連邦政府、州、地方自治体からの救済支援を受けられると考えていると回答している<sup>53</sup>。

このような現状を受けて、GDV は、国民が自身の自然災害リスクを把握し、自然災害に対する予防と対策について意識を高めることを目的として、インターネット上で自然災害に関するリスク情報を提供するポータルサイト「Kompass Naturgefahren (ZÜRS Public)」を立ち上げた(《図表 23》参照)。居住地の住所を入力することで、周辺の洪水浸水想定区域が確認できるようになっている。GDV は、環境省や州とも協力し、自然災害リスク情報を集約している<sup>54</sup>。2012 年から順次対象地域が拡大されており、2015 年 1 月

《図表 23》自然災害リスクのポータルサイト



(出典) GDV, “Sachsen-Anhalt und Versicherungswirtschaft starten gemeinsames Internetportal für Naturgefahren”.

<sup>49</sup> Post, “Flood Re live date delayed to Q4 2015”, Oct.7, 2014.

<sup>50</sup> GDV, “ZÜRS Geo Für das Hochwasserrisikomanagement nutzbare Karten und Informationen”, Dec.4, 2012.

<sup>51</sup> GDV, “Wir müssen davon ausgehen, dass der Schaden durchaus höher sein kann als bei der Elbe-Flut 2002”, Jun.10, 2013.

<sup>52</sup> GDV, *supra* note 50

<sup>53</sup> GDV, “Naturgefahren – das unterschätzte Risiko”, Aug.13, 2012.

<sup>54</sup> GDV, “Sachsen-Anhalt und Versicherungswirtschaft starten gemeinsames Internetportal für Naturgefahren”, Jul.15, 2014.

時点では、エルベ川流域の3つの州とベルリンで利用可能となっている<sup>55</sup>。

ドイツ環境省は、洪水リスクに対し強制保険を導入することに前向きな姿勢を示している<sup>56</sup>が、ドイツ保険業界は、否定的な考えを示している。GDVの会長である Erdland 氏は、強制保険とすることで防災意識が薄れ、結果として被害額が大きくなり保険料も上昇することになるとし、任意加入を維持しながら教育により自然災害への意識を高めることで、洪水保険の加入率を上げていくことが重要だと指摘している<sup>57</sup>。

### ③フランス

フランスでは、1981年にソーヌ川、および、ローヌ川で洪水が発生しフランス南西部に大きな被害をもたらしたことを契機に、1982年に官民連携による自然災害保険制度(Régime Cat Nat、以下「Cat Nat」という。)が設立された。これは、民間保険会社が提供する住宅保険等の財物保険に強制的に付帯され、洪水、土砂崩れ、地震、地すべり、地盤沈下、高潮、雪崩、暴風などの自然災害による損害を補償しており、政府が個別に認定した自然災害について適用される<sup>58</sup>。2013年では、12月に発生した暴風 Dirk による損害が Cat Nat により補償された<sup>59</sup>。

財物保険の保険料に上乘せされる Cat Nat の保険料は、政府が料率を決定することになっている。1999年9月以降、自動車以外の財物に関しては主契約保険料の12%、自動車は盗難と火災の保険料の6%（もしくは、車両損害の保険料の0.5%）となっている<sup>60</sup>。

Cat Nat は、民間元受会社から国営の再保険会社である中央公庫再保険(Caisse Centrale de Réassurance、以下「CCR」という。)に出再することが可能で、CCRの再保険スキームには政府から無制限の財政保証がある（《図表24》参照）<sup>61</sup>。

また、持続可能性の高い洪水保険制度を維持していく上では、政府による防災の取り組みが不可欠として、各国ともに保険協会が政府に対して働きかけを行っている。たとえば、フランスでは2012年5月、政府（エコロジー・持続可能開発・エネルギー省）、リスク防止総局(Direction Générale de la Prévention des Risques、「DGPR」)、CCR、保険協会のパートナーシップにより、自然災害国立観測所(Observatoire National des Risques Naturels、「ONRN」)が設立された。これは、保険と防災の関連を強化し、自然災害リスクや脆弱性の削減に向けた防災に関連するデータ収集フレームワークを提供する組織となっている。自然災害リスク・問題に関連するナレッジの強化、自然災害の評価や予測を行うデバイスの提供、リスク予防の管理とガバナンスへの貢献、リスクに対する意識改善のため国民への情報提供、防災と危機管理の経済効果を分析するといった取り組みが、官民一体となって行われている<sup>62</sup>。

<sup>55</sup> GDV, “Kompass Naturgefahren – Risiken per Mausclick erkennen”, Jan.15, 2015.

<sup>56</sup> Reuters, “German official calls for compulsory flood insurance”, Jun.3, 2014.

<sup>57</sup> GDV, “Versicherungswirtschaft fordert breite Information der Bevölkerung”, Mar.6, 2014.

<sup>58</sup> CCR, “COMPENSATION SCHEME FOR NATURAL DISASTERS”, Updated Nov.17, 2011.

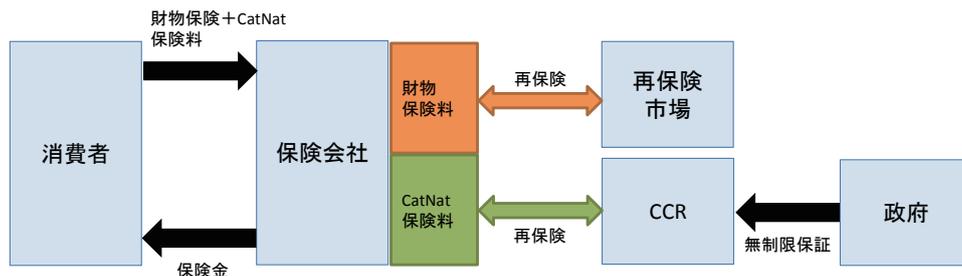
<sup>59</sup> FFSA, “LES ASSURANCES DE BIENS ET DE RESPONSABILITÉ Données clés 2013”, Jun. 2014.

<sup>60</sup> CCR, *supra* note 58

<sup>61</sup> CCR, “France’s Funds and Insurance Schemes for Natural Disasters Update”, Jun. 2008.

<sup>62</sup> Observatoire National des Risques Naturels, <<http://www.onrn.fr/>>.

《図表 24》 CatNat のキャッシュフロー



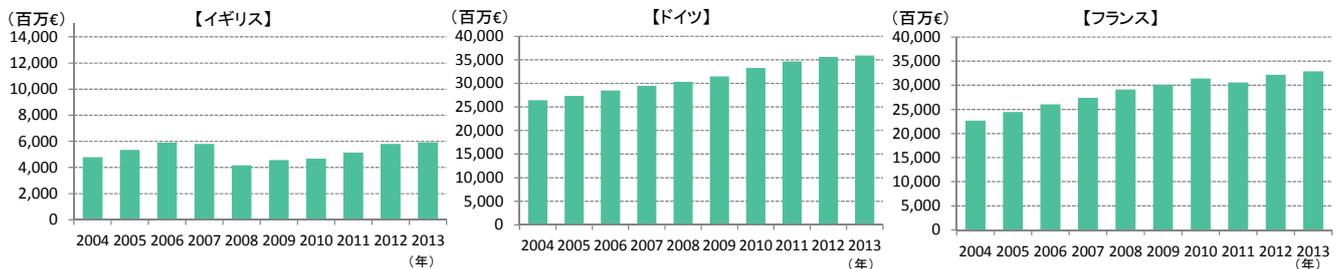
(出典) CCR 他、各種資料より損保ジャパン日本興亜総合研究所作成。

### Ⅲ. イギリス、ドイツ、フランスの民間医療保険市場の動向

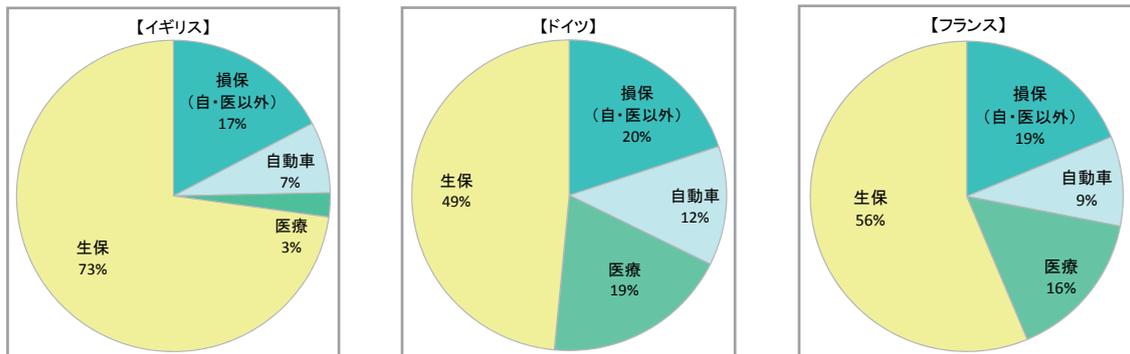
#### 1. はじめに

本章では、第 I 章で紹介したイギリス、ドイツ、フランス保険市場の概況の中から、各国の民間医療保険市場の現状と動向について取り上げる。《図表 25》は 3 カ国の民間医療保険市場の推移を示したものであるが、各国とも医療保険は堅調な成長が続いている。《図表 26》は各国の種目別保険料の内訳を示したものであるが、ドイツとフランスにおける医療保険の市場規模は、それぞれ 359 億ユーロ（約 4.8 兆円）、329 億ユーロ（約 4.4 兆円）と自動車保険を超える規模に達している<sup>63</sup>。

《図表 25》 イギリス、ドイツ、フランスの民間医療保険市場の推移



《図表 26》 各国保険市場における種目別保険料の内訳



(出典) 図表 25、26 ともに Insurance Europe 統計および CMU Fonds Rapport D'activit é 2013 より損保ジャパン日本興亜総合研究所作成。

(注) フランスの医療保険料および割合は、保険会社、共済組合、労使共済制度を合算した数字。

<sup>63</sup> フランスの数値は Insurance Europe 発表の民間保険会社の医療保険料とは別に、CMU 基金発表の保険会社、共済組合、労使共済制度の数値を合算して算出している。そのため、《図表 26》のフランスの数字・割合と、《図表 14》で示した数字・割合は異なっている。1 ユーロ=135 円 (2015 年 3 月 2 日現在) で換算。

上記に見られるとおり、3カ国の民間医療保険市場は、近年の高齢化の進行および医療技術の進歩による医療費コストの上昇等を背景にいずれも拡大傾向にあるが、増加する医療費コストがどのような形で民間医療保険市場の拡大に結び付いているか、また、その影響の大小については各国ごと異なる状況が存在している。3カ国はともに公的医療保障制度を有しているが、その保障内容や制度の在り方は、各国の歴史的背景や文化、経済状況などにより大きく異なっており、民間医療保険の在り方もまた、公的制度の違いに応じて担っている役割や保障内容は様々である。

医療保険市場の成長要因は、こうした各国特有の事情が反映されたものであるため、3カ国の民間医療保険市場の現状と動向を見ていく上では、その前提として、公的医療保障制度と民間医療保険の関係性を理解することが不可欠となる。

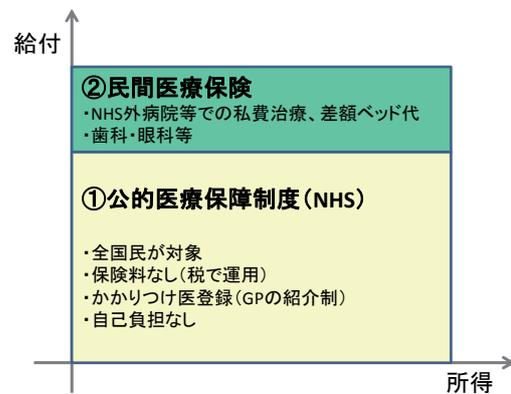
以下では、まずそれぞれの国における民間医療保険の位置づけを理解するために、公的医療保険制度と民間医療保険の関係性について簡単に整理しておきたい。なお、各国の公的医療保険制度の詳細については、当総研でも過去にまとめているため<sup>64</sup>、今回は公的制度の詳細には立ち入らず、民間医療保険が公的制度による保障をどのような形で補完しているか、すなわち「その国ではなぜ民間医療保険が必要とされ、どのような市場が成立しているか」に焦点をあてて見ていくこととしたい。

## 2. 3カ国の公的医療保険制度と民間医療保険の関係性の整理

### (1) イギリス

イギリスでは、全国民が税金で運営される国民保健サービス（National Health Service、以下「NHS」という）を原則無料で利用でき、診療に関して自己負担は発生しない（薬剤費等は一部自己負担あり）。ただし、制度利用にあたっては、日本のような医療機関の自由選択は認められていないため、各自で事前に登録した一般家庭医（General Practitioner：専門科目を持たず、何科でどのような治療が必要かという診断を下す役割を担う総合医。以下「GP」という。）の診察を受けたうえで、その紹介により指定された病院等の専門医（Consultant）にかかることが必要である。このプロセスに則らない場合は、専門医での治療費は私費診療として全額自己負担となる。したがって、民間医療保険では、主に、NHSでは全額カバーされない歯科・眼科治療や、差額ベッド代などの他、GPが紹介する専門医以外（たとえば民間医療機関等<sup>65</sup>の専門医）を自由を選択して受診した場合の私費診療に要する医療費をカバーする商品が提供されている（《図表 27》②の部分）。

《図表 27》 公的制度と民間医療保険



(出典) 各種資料より損保ジャパン日本興亜総合研究所作成。

<sup>64</sup> 各国の公的医療保険制度の詳細については、損保ジャパン総研レポート第46号、50号、56号および62号等を参照のこと。

<sup>65</sup> NHS 病院内にも私費診療部門として Private Patient Unit が設けられている。

## (2) ドイツ

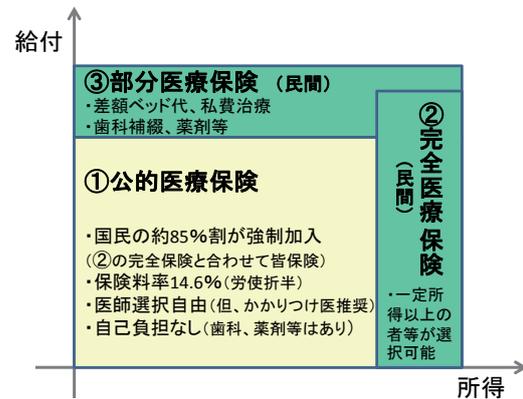
次に、ドイツでは、国民皆保険は実現しているものの、全国民に公的医療保険制度への加入義務があるわけではなく、公務員や自営業者等、および一定以上の所得がある被用者は、公的医療保険と民間医療保険のどちらに加入するか選択権を持っており、公的医療保険と民間医療保険は競合的な関係にある。2013年時点で公的医療保険に加入する国民の割合は85%となっており、それ以外の者は、一般的に公的制度に比べて高い保障内容を提供している民間医療保険（以下、「完全医療保険」という。《図表28》②の部分）に加入している<sup>66</sup>。加えて、公的制度のカバーが及ばない歯科補綴や差額ベッド代、混合診療の私費部分などについては、公的制度加入者間にも付加的に民間医療保険（以下、「部分医療保険」という。《図表28》③の部分）ニーズが存在しており、近年、加入者が拡大している。

なお、ドイツの診療はイギリスと同様、原則無料であり、発生する自己負担としては、入院時の1日10ユーロ（年間28日まで）や薬剤の10%（上限10ユーロ）等がある。また、イギリスのようなGPによるかかりつけ医制度の義務化は行われていないため、医師（一般医）の選択は自由にできるが、2004年以降はかかりつけ医登録が推奨されており、かかりつけ医利用時には負担金軽減などの優遇措置が設けられている<sup>67</sup>。

## (3) フランス

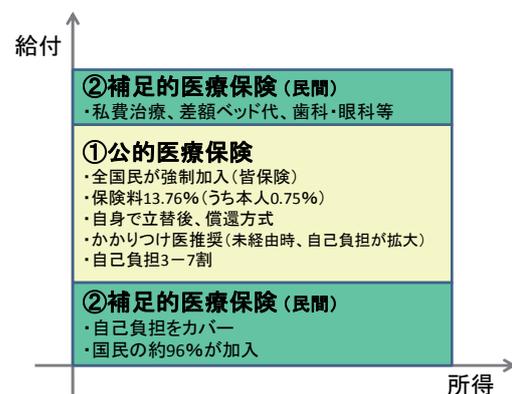
さいごに、フランスの公的医療保険制度は、職域をベースにした複数の制度が併存しており、国民はいずれかに加入する形で皆保険が成立している。他の2カ国との大きな違いは、自己負担の割合であり、入院、外来、薬剤など項目ごとに平均で約3割、最大7割程度の自己負担が求められる制度となっている。したがって、民間医療保険は、公的保障による給付が限定されている歯科や眼科治療等に加えて、こうした自己負担に対する保障を提供するという重要な役割を担っており、フラ

《図表28》 公的制度と民間医療保険



（出典）各種資料より損保ジャパン日本興亜総合研究所作成。

《図表29》 公的制度と民間医療保険



（出典）各種資料より損保ジャパン日本興亜総合研究所作成。

<sup>66</sup> Deutsche Bundsbank Monthly Report, "Germany's statutory health insurance scheme: past developments and future challenges", July.2014. なお、民間保険では、多様な保障内容および保険料のプランのほか、2009年の基礎タリフ導入により、公的制度と同等の保障を公的制度の上限を超えない保険料水準で提供・引受ける義務が課せられているため、自営業者等の高所得者でない者でも入れるプランが用意されている。

<sup>67</sup> なお、かかりつけ医登録の有無にかかわらず、ドイツでは、一般医と専門医（病院）が明確に区分されているため、患者はまず一般医を受診し紹介を受けて専門医を受診するのが一般的である。

ンス国民の約 96%が何らかの民間医療保険（以下、「補足的医療保険」という。《図表 29》②の部分）に加入していると言われている<sup>68</sup>。

なお、かかりつけ医制度については、2005年に導入されており、イギリスのような義務は課されていないものの、かかりつけ医を経由しない場合は、たとえば外来治療の場合で通常 30%の自己負担が 70%に増額されるなど、かかりつけ医登録の強いインセンティブが設けられており、国民の 85%程はかかりつけ医を指定しているとされている<sup>69</sup>。また、この自己負担の増額部分については、民間医療保険でカバーを提供することが実質上禁止されている<sup>70</sup>。

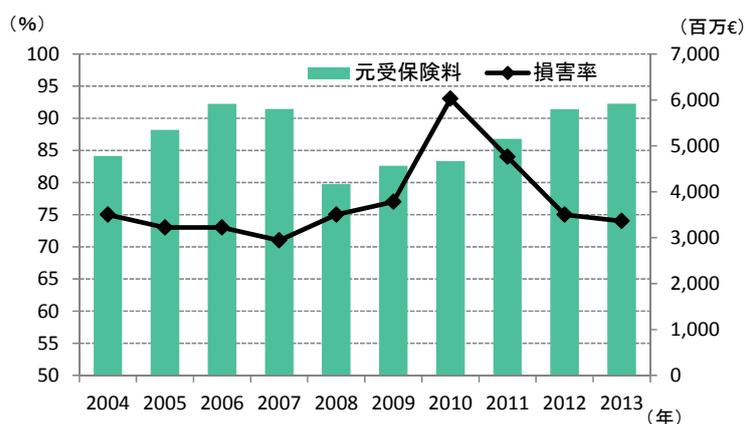
以上、各国ごとに特有な民間医療保険の役割を踏まえ、続いて、イギリス、ドイツ、フランスの順に民間医療保険市場の現状と動向について見ていきたい。

### 3. イギリスの民間医療保険市場の現状と今後の展望

#### (1) イギリスの民間医療保険市場の現状

イギリスの民間医療保険の 2013 年の元受保険料は 59.18 億ユーロ（約 8,000 億円）、保険料と損害率の推移は《図表 30》のとおりであり、2008 年に一度落ち込んだものの、それ以降は年々市場が拡大してきている。イギリスの民間医療保険市場では、大きく分けて、実際に支払った医療費用の実損を填補する Private Medical Insurance（以下、「PMI」という）と、自己負担費用などに対して部分的な金銭給付を行う、PMI に比べると割安な Health Cash Plan（以下、「HCP」という）の 2 種類が提供されている。HCP の市場規模は PMI に比べると 10 分の 1 程度と小規模であり、主力商品は PMI となっているため、以下では PMI について取り上げる。

《図表 30》民間医療保険料と損害率の推移



(出典) Insurance Europe 統計より損保ジャパン日本興亜総合研究所作成。

(注) 2013 年の損害率のみ Insurance Europe が暫定値のため、イギリス保険協会統計を参考値として掲載。

<sup>68</sup> Carine Franc, Aurélie Pierre, “Compulsory private complementary health insurance offered by employers in France”, Dec.2014. 2010 年における数値である。

<sup>69</sup> なお、イギリスと異なり、かかりつけ医は GP（総合医）でなく専門医でもよいが多くは GP を指定しているとされている。

<sup>70</sup> 社会保障法典 L.871-1 条。増加分のカバーを提供した保険会社は、保険契約税 14%の 7%減免が受けられなくなるため、実質的に提供が抑制されている。

近年の PMI 市場、特に 2009 年以降に見られる成長の背景としては、主にイギリス経済の回復およびそれに伴う企業業績の堅調な成長が指摘されている<sup>71</sup>。第 2 節 (1) の公的医療保障制度と民間医療保険の関係図で見たとおり、イギリスの民間医療保険は、ドイツやフランスに比べると補完すべき公的制度の不足部分が少なくマーケットの規模も小さいが、民間医療保険に求められている保障としては、大きく分けて以下の 2 つがある。

- ① GP が紹介する専門医以外の民間病院を利用したい場合（主に、1 週間から治療種目によっては数か月かかる治療や入院までの待機期間の回避<sup>72</sup>、あるいは民間病院の高度医療施設の利用希望など<sup>73</sup>）、
- ② 歯科、眼科など NHS では全額保障されない項目についての保障

つまり、PMI は、公的制度 NHS の十分幅広い提供サービスを超えた「より迅速で、より高品質な医療サービスを求める者向けの保険」として提供されている側面があり、ある意味で、国民にとってはぜひいたく品として位置づけられているものと見ることができる。

実際、PMI の保険料水準は、2013 年の平均で個人加入が 1,870 ポンド（約 35 万円）、企業の団体加入が 917 ポンド（約 17 万円）と高い水準にあると同時に年々上昇し続けている<sup>74</sup>。加入者の実態としては、7 割が企業加入者となっており（残り 3 割の個人加入者の多くは自営業者）、PMI は企業の福利厚生制度として一部のエグゼクティブ層の社員に限って提供されていることが多い。したがって、先に説明したとおり、イギリスの PMI の成長要因としては、イギリス経済の回復により企業の福利厚生制度への支出が戻ってきたことが強く影響していると言することができるだろう。

## (2) 今後の展望

PMI 市場の今後の成長予測としては、昨今のイギリス経済の力強い復調基調を背景に、2019 年までに 44 億ポンド（約 8,270 億円）程度の市場に成長するとの予測が出ている<sup>75</sup>。

また、公的制度の動向としては、年々高まっている医療サービス需要が NHS における資金ギャップ（funding gap）を拡大させており、2021 年に 300 億ポンド、2030 年には 650 億ポンド程度まで達するとの予測も出ている<sup>76</sup>。こうした財源不足が給付水準の抑制につながれば、今後 PMI へのニーズが高まっていく可能性がある。なお、イギリスでは、今年 2015 年は 5 年ぶりの総選挙を控えており、NHS は選挙の主要な争点として、各政党が制度改革案および予算拡大等を掲げている。選挙結果を受けて、NHS にどのような変化がもたらされるかが注目される。

他方、市場の縮小要因としては、近年、NHS は GP 等による 24 時間ヘルプラインや、人々がより多くの選択やテイラーメイドの治療ができるようにするための Personal Health 予算の設置など、従来、

<sup>71</sup> Mintel, “Private Medical Insurance-UK”, Nov.2014.

<sup>72</sup> 1998 年のピーク時には専門医受診までの待機期間 3 か月以上の患者が 130 万人を超えるなど、待機期間の長さが NHS のサービスとして問題視されていたが、その後の NHS 改革により制度的な対処が行われており待機時間は大幅に改善してきている。但し、現在もヘルニアなど急を要しない治療については長い待機期間が生じる可能性がある。

<sup>73</sup> なお、PMI が保障するのは専門医による急性の診療にかかる医療費用であり、GP による治療については NHS を利用することを前提に保障を提供していない。慢性や長期の治療については PMI の対象外になっており、NHS を利用する必要がある。PMI が急性疾患のみしか担保しない理由としては、慢性、長期治療を担保する場合の保険料の高騰による Affordability の問題が挙げられている。

<sup>74</sup> イギリス保険協会 (ABI) および Mintel2013 年資料による。1 ポンド=188 円換算 (2015 年 3 月 2 日現在)。

<sup>75</sup> Mintel, *supra* note 71.

<sup>76</sup> The Health Foundation, “NHS funding projections”, Jan.2015, Mintel, *supra* note 71.

民間医療保険が提供していたようなサービスへの取り組みを始めており、こうした動きが PMI の提供価値の縮小につながるとの指摘がなされている。

なお、HCP については、PMI 同様、引き続きニーズの拡大が見込まれており、2019 年には 5.3 億ポンド程度まで成長することが予測されている<sup>77</sup>。くわえて、今後は、企業の福利厚生制度においても、エグゼクティブ以外の職員層への提供商品として採用が進むことが期待されている。

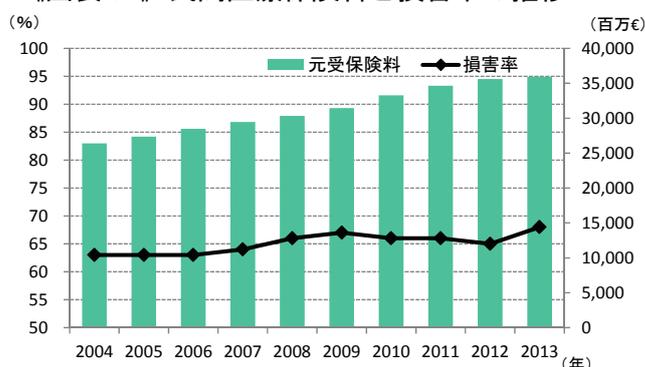
#### 4. ドイツの民間医療保険市場の現状と今後の展望

##### (1) 民間医療保険市場の現状

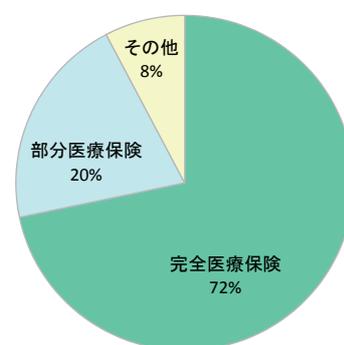
ドイツの民間医療保険市場の 2013 年の元受保険料は 359.24 億ユーロ（約 4.8 兆円）、保険料と損害率の推移は《図表 31》のとおりであり、2004 年に比べ市場は約 1.5 倍に拡大している。ドイツでは医療保険は損保、生保との兼営が禁止されており、2013 年現在、43 の医療専門保険会社（24 の株式会社と 19 の相互会社）が医療保険を提供している。

第 2 節 (2) で見たとおり、ドイツの民間医療保険は、一定以上の所得がある者等が公的医療保険制度の代わりに加入可能な完全医療保険と、公的制度の不足部分の補完として加入する部分医療保険の 2 つに分けられる。2013 年時点の加入者数は、完全医療保険が約 890 万人（国民の約 11%）、部分医療保険が 2,350 万人（約 29%）で、保険料に占める割合は完全医療保険が 7 割超を占めている《図表 32》。

《図表 31》民間医療保険料と損害率の推移



《図表 32》保険タイプの内訳



(出典) Insurance Europe、PKV（民間医療保険協会）資料より損保ジャパン日本興亜総合研究所作成。

民間医療保険市場の拡大の背景としては、1 つには完全医療保険の選択者数の増加、もう 1 つには部分医療保険の加入率の上昇を挙げることができる。公的制度に代替できる完全医療保険は、公的医療保険とは競合的な関係にあることから、たとえば、公的制度の保険料水準が上がれば移行者が増え、加入義務の所得上限額が上がれば移行者は減るなど、公的医療保険の制度内容の改定に大きく影響を受けることになる。政府による公的制度の加入義務の線引きがどう変えられるかは、民間医療保険にとって市場の拡大、縮小を左右する重大な問題となっている。

政府としては、公的制度を維持するうえで、所得が高い若年層（高齢者に比べて病気になりにくい低リスク層）ばかり民間医療保険へ移行してしまわないよう、所得上限額を年々引き上げてきており、2002 年に月収 3,375 ユーロだった上限額は 2014 年で 4,462.50 ユーロまで上昇している。

<sup>77</sup> Mintel, *supra* note 71.

それでもなお完全医療保険の新規加入者が増えていた理由としては、公的制度では、近年、医療費の支出増により財政が逼迫し、料率の引上げ（2005年から2014年末まで被用者負担が0.9%追加。本人8.2%、雇用主7.3%の15.5%）や保険給付の抑制傾向等が続いていたため、相対的に魅力が高まった完全医療保険を選択するインセンティブが存在していたものと考えられる。部分医療保険の市場拡大については、歯科保険を中心に加入者増が続いており、この拡大傾向は今後も継続すると考えられている。

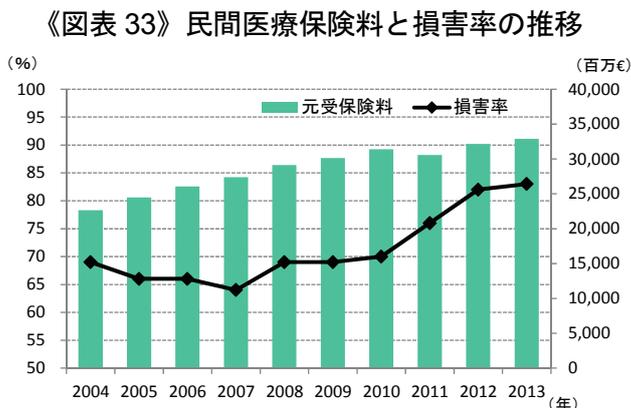
## （2）今後の展望

今後の市場の展望については、上述したように、ドイツの民間医療保険は、公的医療保険と競合的な関係にあることから、政府が毎年のように実施する公的医療保険制度の変更が今後どのように行われるかによって大きく変わってくる。直近の公的制度の動向としては、2005年以降課せられていた0.9%の追加的保険料が2015年1月より廃止され、今後は労使折半の14.6%に固定となり、公的制度の保険料負担はこれまでより軽減することとなる。また、経済動向による影響としては、ドイツ国内の雇用環境が改善し、不況により減少していた企業の採用が戻ってきているのを受け、自営業者として完全保険に加入していた者が雇用によって被用者となり公的制度への加入義務が生まれることで（被用者になり所得条件をクリアできないため）、公的制度へ移行する者が増加傾向にあることが報告されている<sup>78</sup>。

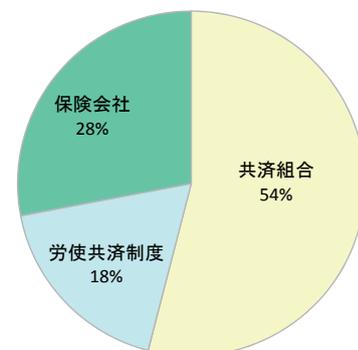
## 5. フランスの民間医療保険市場の現状と今後の展望

### （1）民間医療保険市場の現状

フランスの補足的医療保険市場の2013年の元受保険料は329億ユーロ（約4.4兆円）で、保険料と損害率の推移は《図表33》のとおりである。フランスにおける民間の補足的医療保険は、保険会社（96社）の他、フランスにおける医療保障の提供主体として最も古い歴史をもつ共済組合（mutuelles、480組合）と、労使共済制度（28共済）の3つの保険者によって提供されている<sup>79</sup>。《図表34》は3者の2013年のマーケットシェアを示したものであるが、共済組合が58%を占め、補足的医療保険における最大の提供者となっている。



《図表34》 民間医療保険者の内訳



（出典）CMU Fonds Rapport D'activit é 2013 より損保ジャパン日本興亜総合研究所作成。

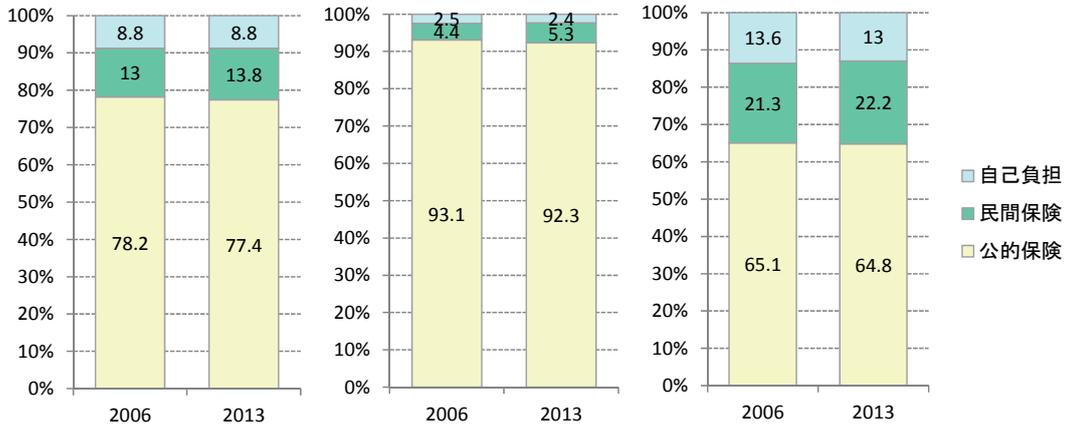
（注）損害率は保険会社、共済組合、労使共済制度の合算数字がないため、参考値として保険会社の数字を掲載。

<sup>78</sup> ドイツ民間医療保険協会（PKV），“Financial Report for private healthcare insurance 2013”，2014

<sup>79</sup> Carine Franc, Aurélie Pierre, *supra* note 68.

補足的医療保険市場の拡大の背景としては、第 2 節 (3) で見たとおり、フランスの補足的医療保険は公的医療保険制度の自己負担部分を補足する役割を担っていることから、近年、公的制度に見られる給付の減少（自己負担の増大）傾向が、補足的医療保険のニーズ拡大につながる要因の 1 つになっているものと考えられる。

《図表 35》 医療費支出の内訳



(出典) DREES, “COMPTES NATIONAUX DE LA SANTÉ 2013” 等より損保ジャパン日本興亜総合研究所作成。

《図表 35》は 2006 年と 2013 年の医療費支出を総額、入院、外来の順に並べたものであるが、いずれの項目においても公的制度による支出は減少しており、その分、個人の自己負担と補足的医療保険による支出が増加していることが確認できる。ただし、こうした公的制度の自己負担額の増加を受けた民間医療保険ニーズの拡大については、単純に民間市場の成長・拡大の好機とはとらえられないところもある。民間保険業界にとっては、保障すべき自己負担が増加することによって、保険料率アップは避けられなくなるとともに、料率をできるだけ抑えるためには事業の効率化も迫られることになるため、こうした流れは政府が負担すべきコストの民間への転嫁であるとの見方もあり、公的制度と民間医療保険のバランスをいかに取るかという観点からは難しい問題を孕んでいる。

## (2) 今後の展望

このように、公的医療保険制度の給付内容および自己負担割合等に大きく影響を受けるフランスの補足的医療保険市場であるが、今後、市場に大きな影響を与える可能性がある公的制度上の動きとしては、2016 年 1 月までに完全実施が予定される、全企業（企業規模は問わない）を対象にした全従業員への補足的医療保険の提供義務の導入が挙げられる。当該義務は、2013 年に成立した雇用安定化法の 1 施策として定められたものであり、医療政策というよりは労働政策上の観点から労働者の不安定雇用の解消を目的に導入されるものである<sup>80</sup>。

企業は補足的医療保険を団体保険として提供する必要がある、提供すべき保障内容の下限と上限も定

<sup>80</sup> 独立行政法人 労働政策研究・研修機構「海外労働情報」（2013 年 8 月）

められている。これに伴い、民間医療保険者は、これらの条件を満たす保険プランの提供が必要となるとともに<sup>81</sup>、個人で加入していた契約者のうち該当者分を企業の団体保険に移行させる手続きが必要となる<sup>82</sup>。これにより、現役労働者は全て、個人保険のリスクプールから団体保険に移ることとなるため、個人保険におけるリスク構造が変化し、個人加入者の保険料率も再設定が必要になることが予測されている。

なお、こうした加入者の大規模な移行により、最も大きな影響を受けると見られているのは、個人契約が全契約の7割を占めている共済組合だと考えられている<sup>83</sup>。共済組合はまた、高齢者および退職者も多く抱えていることから、現役世代が団体契約に移行した場合、個人契約の保険料率は引上げを余儀なくされる可能性が高いと見られている<sup>84</sup>。

## 6. おわりに

イギリス、ドイツ、フランスにおける民間医療保険の位置づけと市場の現状について概観してきたが、各国の民間医療保険市場は、公的医療保険制度の在り方に応じてそれぞれに異なる特徴を有しており、同じ医療保険事業といっても、求められるビジネスモデルや事業の成長要因は大きく異なっている。

今回見たような欧州先進国の医療保険市場の動向は、公的制度が大きく異なる日本では、直接的には参考にできる点は少ないかもしれないが、翻ってアジアや中東等の新興国市場を見てみると、こうした欧州先進国の公的医療保険制度を参考に公的制度の整備を進めている国は少なくない。

今後、世界の医療コストは、先進国では高齢化および医療技術の進歩等により、新興国では所得上昇に伴う医療ニーズの拡大等を背景に、ともに大きく膨らんでいくことが予測されている。拡大する医療ニーズに対し、公平かつ効率的に医療サービスを提供していくために、各国の公的医療保険制度が今後どのような変革を遂げるかには今後も注視していくとともに、それに伴って生じるであろう民間医療保険市場の動向にも引き続き注目していきたい。

<sup>81</sup> 強制ではないが、条件を満たさない契約を販売した場合、現在適用される保険契約税の軽減14%→7%が受けられなくなる。

<sup>82</sup> これまで従業員に医療保険を提供していなかった企業は、小規模な会社を中心に70万社程あるとされており、団体保険へ移行する個人契約者数は保険会社だけでも400万人超に及ぶと見られている。(FFSA annual report 2013およびSwiss Life資料)

<sup>83</sup> Mutualité Française, “La Mutualité Française en chiffres”, Oct.2014, Carine Franc, Aurélie Pierre, *supra* note 68

<sup>84</sup> Carine Franc, Aurélie Pierre, *supra* note 68.